

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年7月18日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第44号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則（昭和34年長野県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第6条の8第1項」を「第6条の7第1項」に改め、同条第2項中「第6条の8第2項」を「第6条の7第2項」に改め、同条第3項中「第6条の8第3項」を「第6条の7第3項」に改める。

第54条中「第72条の46第6項」を「第72条の46第7項」に改める。

第67条の4中「第74条の23第6項」を「第74条の23第7項」に改める。

第83条の19中「第144条の47第6項」を「第144条の47第7項」に改める。

第86条の16中「第171条第6項」を「第171条第7項」に改める。

第99条中「第90条第6項」を「第90条第7項」に改める。

様式第65号中「(様式第65号)」を「(様式第65号) (一般用)」に改め、同様式の裏面の注の1を削り、同注の2を同注の1とし、同注の3

を同注の2とし、同注の4を同注の3とし、同様式を様式第65号の一般用とし、同一般用の次に次のように加える。

(特定ガス供給業を行う法人用)

(表面)

法人 県民税 事業税 の 更正 (決定) 通知書
特別法人事業税 (地方法人特別税)

第 年 月 日

様

長野県

県税事務所長 [印]

第55条・第72条の39・第72条の41 地方税法 第72条の41の2・第72条の46・第72条の47 の規定により、県民税・事業税・特別法人事業税(地方法人特別税)・加算金を下記のとおり更正(決定)

しました。不足税額及び加算金は、指定納期限までに納付してください。

Table with columns for tax type (法人, 事業), amount (金額), and rate (税率%). Rows include sections for '所得金額' (Income Amount), '課税標準' (Tax Standard), '課税額' (Tax Amount), and '更正決定理由' (Reason for Correction Decision).

(裏面)

- (注) 1 不足税額については、不足税額が2,000円以上であるとき(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。)には、(1)及び(2)に掲げる額を合算した額の延滞金額(その額に100円未満の端数があるときははその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)を加算して納付してください。
- (1) 申告書の提出期限の翌日から納付の日までの期間(延滞金の控除期間の適用がある場合は、当該期間を除きます。)の日数に応じ、年14.6パーセント(この通知書による指定納期限までの期間又は当該指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、年7.3パーセントの割合にあつては、その年の前年の11月30日を経過した時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められた商業手形の基準割引率(以下「商業手形の基準割引率」といいます。)に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、年14.6パーセントの割合にあつてはその年の前年に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」といいます。)に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とします。令和3年1月1日以後の期間については、その年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合(以下「平均貸付割合」といいます。)に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」といいます。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した額
- (2) 地方税法第65条又は第72条の45の2の規定の適用を受ける法人にあつては、これらの規定により延長された期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合(その延長された期間に次に掲げる期間がある場合における当該期間内にあつては、それぞれ次に定める割合)を乗じて計算した額
- ア 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間 その年の前年の11月30日を経過した時における商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合
- イ 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間 その年における特例基準割合
- ウ 令和3年1月1日以後の期間(その延長された期間の属する年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合における当該期間に限り) その年における当該加算した割合
- エ 令和3年1月1日以後の期間(地方税法附則第3条の2の2に規定する政令で定める期間であるものに限り) 同条の規定により年12.775パーセントの範囲内で定められる割合
- 2 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、長野県知事に対して書面で審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。
- 3 この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に係る裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告(被告の代表者は、長野県知事です。)として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第130号を次のように改める。

(様式第130号)(第97条関係)

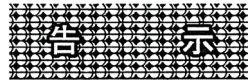


附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。ただし、様式第65号及び様式第130号の改正規定は、公布の日から施行する。
(用紙の使用に関する経過措置)
- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の長野県県税に関する規則の規定に基づいて作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

税 務 課



長野県告示第409号

令和5年3月31日専決処分した令和4年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和5年7月18日

長野県知事 阿 部 守 一

令和4年度長野県一般会計補正予算(第7号)

1 歳入歳出予算補正 (単位:千円)

(1) 歳 入

款	補正前の額	補 正 額	計
1 県 税	242,078,382	4,265,184	246,343,566
2 地方消費税清算金	108,070,000	△ 6,087	108,063,913
3 地方譲与税	42,766,001	△ 341,665	42,424,336
5 地方交付税	217,083,712	1,307,437	218,391,149
6 交通安全対策特別交付金	575,000	△ 16,948	558,052
7 分担金及び負担金	3,163,142	△ 844	3,162,298
9 国庫支出金	223,111,733	△ 7,163,525	215,948,208
10 財産収入	1,318,749	112,193	1,430,942
12 繰入金	18,236,763	△ 5,932,428	12,304,335
14 諸収入	184,271,771	1,548,426	185,820,197
15 県債	94,560,000	△ 314,000	94,246,000
歳入合計	1,155,680,833	△ 6,542,257	1,149,138,576

(2) 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	41,481,033	5,973,590	47,454,623
3 民生費	152,360,821	△ 1,429,018	150,931,803
4 衛生費	80,005,267	△ 10,131,313	69,873,954
7 農林水産業費	44,463,328	△ 62,527	44,400,801
8 商工費	199,473,286	△ 341,177	199,132,109
9 土木費	149,088,708	1,004,468	150,093,176
10 警察費	45,283,944	△ 230,191	45,053,753
11 教育費	196,164,839	△ 647,006	195,517,833
12 災害復旧費	10,243,389	△ 254,697	9,988,692
13 公債費	123,788,208	△ 305,333	123,482,875
14 諸支出金	103,592,814	△ 119,053	103,473,761
歳出合計	1,155,680,833	△ 6,542,257	1,149,138,576

2 地方債補正

地域鉄道整備事業費ほか15件 限度額 △ 314,000 千円